

お知らせ

2024年10月

「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」について

2024年3月26日、外務省、警察庁、財務省、経済産業省など関係省庁のWebサイトにおいて、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されました。

お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、北朝鮮 IT 労働者※との関連の有無やこの注意喚起で呼びかけられた対策をとられていらっしゃるかを、当金庫から個別にお伺いさせていただく場合がございます。お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 身分をなりすますなどして、企業から仕事を請け負い、収入を核・ミサイル開発の資金源として利用する北朝鮮 IT 技術者のこと。

詳細は「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起について」（財務省Webサイト）をご確認ください。

北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起について（財務省Webサイト）
（財務省のWebサイトを別ウインドウで表示します）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20240326.pdf

本件に関するお問い合わせ先
甲府信用金庫コンプライアンス課
電話：055 - 222 - 0371